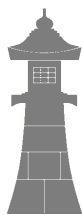


# 南洲門前通り地区景観計画 (案)



施行日：平成29年4月1日



# 目次

## 南洲門前通り地区景観計画

### 序章 景観形成の考え方

- 第1節 南洲門前通り地区景観計画の位置づけ .....02
- 第2節 景観形成の考え方 .....02
  - 1 南洲門前通り地区の概要
  - 2 南洲門前通り地区の景観特性
  - 3 南洲門前通り地区景観計画策定の基本的な考え方

### 第1章 景観計画の区域 .....05

### 第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 第1節 景観形成の目標 .....06
- 第2節 景観形成の基本方針 .....06
- 第3節 眺望地点の設置 .....07
  - 1 眺望地点の位置と概要および眺望確保範囲
  - 2 眺望地点における景観形成の考え方

### 第3章 良好な景観形成のための行為の制限(届出対象行為、景観形成基準)

- 第1節 建築物の建築等、工作物の建設等 .....09
  - 1 届出対象
  - 2 景観形成基準
- 第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更 .....11
  - 1 届出対象
  - 2 景観形成基準
- 第3節 屋外での土石等の堆積 .....11
  - 1 届出対象
  - 2 景観形成基準
- 第4節 木竹の伐採、植栽 .....12
  - 1 届出対象
  - 2 景観形成基準

### 第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針 .....12

### 第5章 屋外広告物の制限 .....13

### 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準 .....14

## 序章 景観形成の考え方

### 第1節 南洲門前通り地区景観計画の位置づけ

南洲門前通り地区景観計画は、平成20年6月に施行した鹿児島市景観計画を上位計画としながら、南洲門前通り地区の歴史・自然がもたらす美しい景観の保全と、更なる良好な景観の形成に向けた目標や方向性、ルール等について定めたものです。

本計画は景観法第8条に規定する景観計画で、平成29年4月1日に施行し、南洲門前通り地区においては、本計画に基づき良好な景観づくりを進めていきます。

なお、本計画に定める区域は、鹿児島市景観条例第6条第1項に規定する景観形成重点地区とし、同条第2項の規定に基づき鹿児島市景観計画の区域から除きます。

### 第2節 景観形成の考え方

#### 1 南洲門前通り地区の概要

南洲門前通り地区は、桜島を望む南洲公園から国道10号の春日町交差点へ至る緩やかな下り坂に位置しています。

東側には稲荷川、北側は暗渠となつてあひる川が流れています。この地区には大龍遺跡群(大龍・春日町・若宮)などが所在し、縄文時代から近世に至る各時代の遺物が発見されています。

南洲門前通りという名称は、西南戦争終結後、西郷隆盛をはじめ多くの戦没者の英霊を祀るために、明治13年(1880年)に現在の南洲公園に参拝所が設けられ、大正11年(1922年)に南洲神社となったことに由来しています。

南洲公園の階段下には石畳の道路が広がり、天璋院篤姫の生家である今和泉島津家の石塀が当時の様子のまま残されています。さらに東側には島津氏の鶴丸城築城以前の居城である内城(その後大龍寺が建立され、後に大龍小学校となった)があった場所に石塀の基礎部が残されています。

石塀は、南洲神社から大竜町、春日町へと続いており、特に鹿児島県民教育文化研究所(重富島津家屋敷跡地)の石塀は、鹿児島市の景観重要建造物第1号として指定されました。

また本市では平成5～6年度に、歴史アメニティ回廊として、電線類の地中化を行うとともに、周囲の石垣等と調和させるために、地元産の小山田石を用いた石張りの歩道を整備し、イヌマキの植栽、デザイン街灯、石灯笼、花壇整備を行っています。

街路樹、敷地内の樹木等は通りの良好な景観を形成しており、さらに石塀・石垣の存在が景観に寄与している度合いは高く、重要な景観要素となっています。

地区内には雄大な桜島を望める場所もあり、このまちに育った人々の心に残る風景となっています。また、様々な生き物が生息する稲荷川や、照葉樹林が多く生育する多賀山など、良好な自然環境が身近にある地域でもあります。



南洲門前通りの位置



浄光明寺前から望む南洲門前通り



大龍寺跡(現在の大龍小学校)

## 2 南洲門前通り地区の景観特性

### (1) 景観の主な特徴・魅力

南洲門前通り地区の景観の特徴として、次のことが挙げられます。

#### ① 多くの歴史的な史跡、文化施設や神社が点在するまちなみ

南洲墓地をはじめ、南洲公園内にある浄光明寺や内城の跡に建てられた大龍寺跡、唯一の鉄砲伝来記録「鉄砲記」を書いた文之和尚記念碑といった多くの史跡があります。また、鹿児島県民教育文化研究所(重富島津家屋敷跡地)や若宮神社等の施設は現在も利用され、地域で親しまれています。

#### ② 歴史を感じる、多くの通りの名称

南洲門前通りは大龍寺馬場とも呼ばれており、その他、上之馬場、豎馬場、卸口小路など、歴史を感じることでできる多くの通りの名称が残っています。

#### ③ 上級武士の屋敷の名残を残す石塀や石垣

重富島津家や今和泉島津家屋敷跡地といった上級武士の屋敷の名残を残す石塀・石垣は、当時の様子を彷彿とさせます。

#### ④ 石張りの歩道、地元産の石灯籠などの情緒漂うまちなみ

南洲門前通りの風格を醸し出すために、電線類を地中化し、小山田石を用いた石張りの歩道とし、地元産の石灯籠を4基設置しています。



重富島津家屋敷跡地の石塀  
(鹿児島市景観重要建造物第1号)



上之馬場の石碑

これらの景観の要素が組み合わさり、調和して、歴史とまもりを感じる魅力的な景観を創り出しています。また、歴史的雰囲気や時代背景を感じさせる史跡等を回遊しながら景観を楽しむことができることも、本地区の大きな魅力となっています。

南洲門前通り地区はかごしま発祥の地であり、景観や史跡は、都市開発が進む中においても、大切に守られてきました。これらは住民の愛着と誇りに満ちた資産であり、鹿児島市民共有の貴重な財産です。

鹿児島の歴史を醸成した南洲門前通り地区の景観や史跡を、将来にわたって多くの人々が享受できるように、皆で守り、創り、育てていく必要があります。



石張りの歩道と石灯籠

### (2) 景観の主な課題

南洲門前通り地区における景観上の課題として、次のことが挙げられます。

- ① 史跡、近代建築物、土木建造物等の貴重な歴史的資源や景観上価値のある建築物や土木建造物等については、文化財の指定や景観法の活用等による保全を行うとともに、周辺地域を含めた一体的な景観形成につながる規制・誘導を図る必要があります。
- ② 上級武士の屋敷跡地等、歴史的雰囲気や時代背景を感じさせる石塀・石垣が減少しつつあり、保全が急務となっています。
- ③ 歴史的雰囲気を阻害している電線類が残っています。
- ④ 歴史的雰囲気を醸し出す景観と調和するために、商業地区においても屋外広告物の制限を設ける必要があります。
- ⑤ 歴史的建造物(文化財・遺産)を保全するだけでなく、まちの賑わいづくりなどの観点から新たな活用を図ることが求められています。
- ⑥ 形成された景観は、地域住民との協調により、一体的なまちなみの保全・継承を図る必要があります。

### 3 南洲門前通り地区景観計画策定の基本的な考え方

#### (1) 策定にあたっての視点

前項までの南洲門前通り地区の景観特性を踏まえ、景観計画策定にあたって、次の3つの視点を設定します。

##### ① 石塀・石垣と周辺の自然が一体となった景観形成の誘導

大龍遺跡群をはじめ数多くの歴史資源が集積し、これに関連した石塀や石垣も残されており、歴史の変遷を感じさせる魅力的な景観を形成しています。

しかし石塀や石垣は現在減少しつつあるため、今後も調和した景観を一体的に保全することで、景観の形成を誘導します。



南洲門前通り地区に現存する石塀

##### ② 歴史的雰囲気と調和した景観形成の誘導

歴史的雰囲気に調和しない高さ、形態・意匠、色彩の建築物等は、景観の阻害要因となるだけでなく、史跡等の魅力も低下させます。

本地区では建築物等の高さ、形態・意匠、色彩等や広告物のルールを定め、雰囲気に調和し、統一感のある景観の形成を誘導します。



歴史的雰囲気を醸し出す景観

##### ③ 南洲公園から望む、桜島と多賀山への眺望の確保

錦江湾に面する桜島は本市を代表する景観資源であり、鹿児島市のシンボルであり、鹿児島らしさを構成する重要な要素です。

本地区では、桜島や多賀山の眺望を阻害・分断しないよう、建築物等の高さのルールを定め、桜島と市街地のパノラマの景観を一体的に保全し、これらを生かし景観の形成を誘導します。



南洲公園から望む桜島

#### (2) 策定方針

前項の視点を踏まえ、景観計画策定の基本的な考え方を次のとおりとします。

鹿児島市景観計画に定める届出対象行為・景観形成基準を基本に、南洲門前通り地区の景観特性を考慮した次の基準を取り入れ、良好な景観の保全と誘導を進めていきます。

##### ● 建築物・工作物

- ① 歴史的雰囲気と調和し、史跡等を生かす建築物の基準
- ② 眺望地点の設定と、眺望地点からの景観を阻害しない建築物等の高さの基準
- ③ まちなみや史跡等に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩等の基準

##### ● 開発行為等

- ① 現存する石塀・石垣等の歴史的資源と調和した法面整備等の基準
- ② 地区内の自然景観の保全を目的とした伐採等の基準

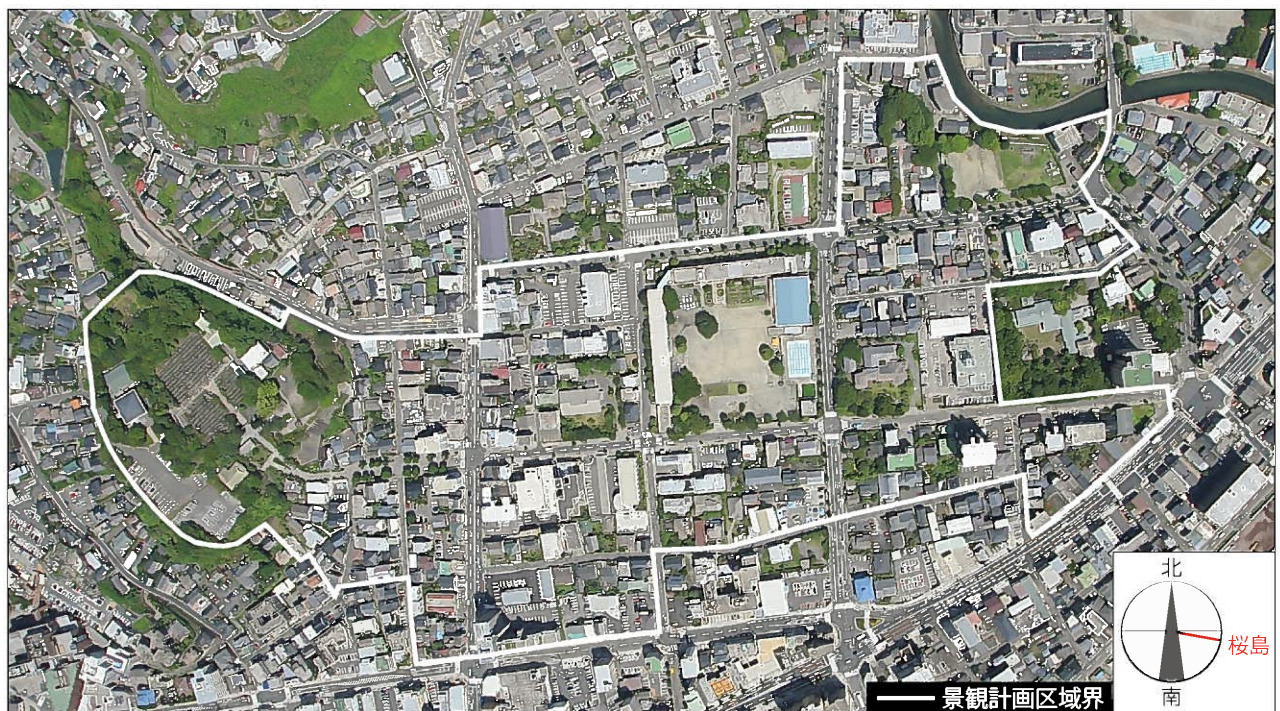
市民・事業者・行政が一体となって、今後必要な整備等を行う際に、景観阻害要因の解消を図っていくことが重要です。

# 第1章 景観計画の区域

## 景観計画区域の設定に関する考え方

地区全体を見渡すことができる南洲公園から南洲門前通りを軸に、北は、大龍小学校や若宮公園の一带まで、東は、国道10号の春日町交差点まで、南は、石堀・石垣が残されている豎馬場交差点周辺に至るまでの範囲(約16.5ha)を基本とします。

【景観計画区域】



## 第2章

## 良好な景観の形成に関する方針

## 第1節 景観形成の目標

上位計画である鹿児島市景観計画において定めた南洲門前通り地区の景観形成方針を踏襲し、本計画の景観形成の目標を次のとおり定めます。

かごしま発祥の地・上町の歴史的雰囲気を大事にした  
風格とまとまりのある景観づくりを進めます。

## 第2節 景観形成の基本方針

## ● 貴重な歴史資源を生かした景観形成の誘導

地区内に残る多くの史跡等や歴史的な雰囲気を残すまちなみを継承するとともに、建築物等について高さ、形態・意匠、色彩等のルールを定め、歴史資源を生かした景観形成を誘導します。

## ● 観光振興にもつなげる、協働による個性ある景観づくりの推進

身近な眺望点など、地域ならではの景観資源を活用し、公共施設や道路、公園などの景観重要公共施設の指定等により、地域の個性を積極的に取り入れ、市民・事業者・行政が一体となって魅力ある景観形成を推進します。

## ● 魅力ある眺望の保全

南洲門前通り地区の立地条件がもたらす眺望は大変魅力的であり、特に南洲公園から見える、南洲門前通りの一部や背景となる桜島・多賀山の山並みの眺望は、後世に残していくべき価値ある景観です。

そこで、建築物等の高さなど一定のルールを定め、魅力ある眺望を保全します。

## ● 景観形成に関する市民参加型の意識やモラルの向上

観光客等が訪れたいと思うような景観を創造するためには、まず市民が誇れる景観にする必要があります。

そのために、市民・事業者・行政が協働してルールをつくり、不法駐輪、不法投棄の防止等、主体的かつ積極的な取り組みを行い、皆が愛着と誇りを持てる景観を目指します。



高台の浄光寺前から通りを望む



南洲公園下から通りを望む



地区東側(春日町交差点側)から通りを望む

## 第3節 眺望地点の設置

南洲門前通り地区は、イヌマキの街路樹と石張りの歩道で整備された南洲門前通りが地区の中央を貫いており、この通りを中心に石塀・石垣、史跡など、多数の景観要素が点在しています。その景観は歴史的雰囲気醸し出し、地域住民の誇りとして受け継がれていくだけでなく、来訪した観光客にとっても大きな魅力となります。

そのため、南洲門前通り地区の中でも、特にすばらしい景観を望める場所を「眺望地点」と定め、この眺望地点からの桜島や多賀山の眺望を確保することで、南洲門前通り地区の景観を保全します。

なお、本景観計画区域外の建築物等においても、眺望地点から視認できるものについては、本計画に定める景観形成基準の主旨を踏まえ、景観に配慮した整備等が望まれます。

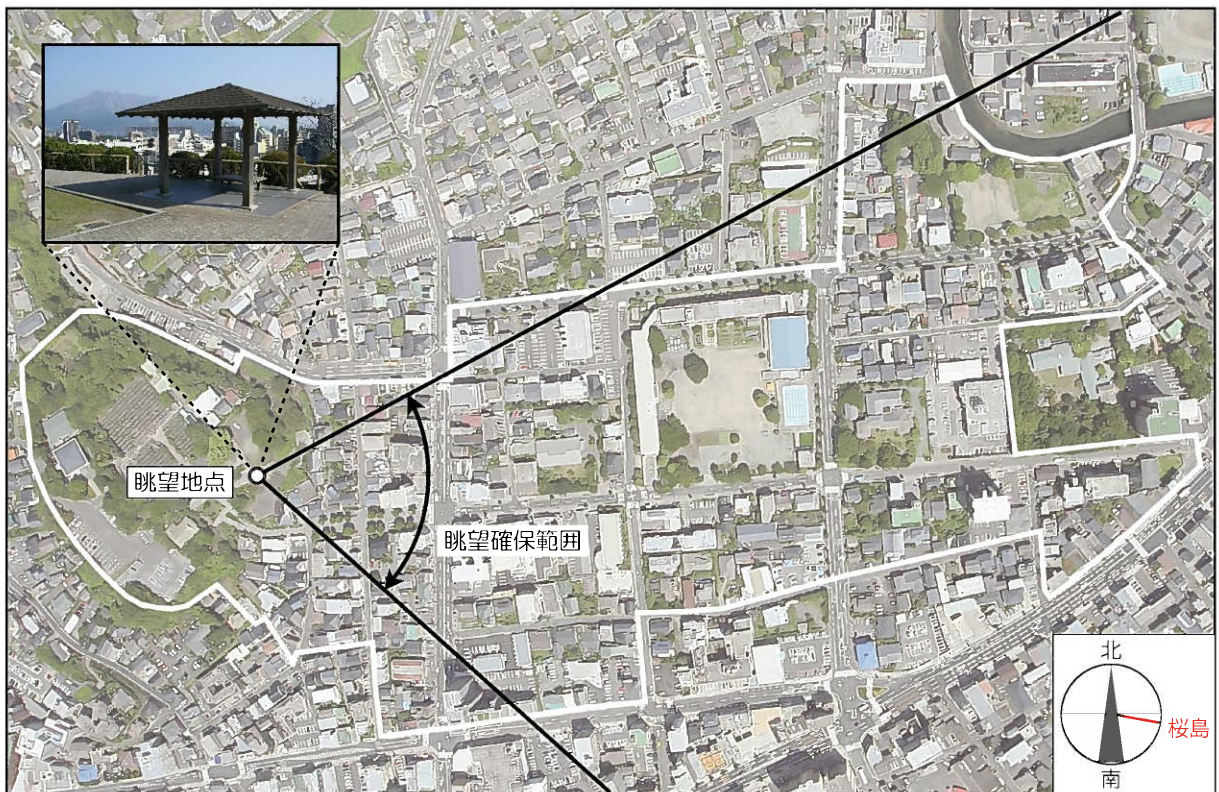
### 1 眺望地点の位置と概要および眺望確保範囲

(1) 眺望地点(南洲公園)【北緯●●度●●分●●秒、東経●●度●●分●●秒、標高●●m】

南洲公園には、西南戦争で戦死した西郷隆盛と多くの薩軍将兵の墓地や旧集成館が製造した電燈のある南洲神社があり、鹿児島有数の観光スポットとなっています。

またここは、雄大な桜島・多賀山をパノラマビューで見渡すことができる貴重な場所です。

そこで、南洲公園の中でも特に素晴らしい景観を望める場所を「眺望地点」と定め、この眺望地点からの桜島や多賀山の眺望を確保することで、南洲門前通り地区の景観を保全します。



※「視点場」との違い

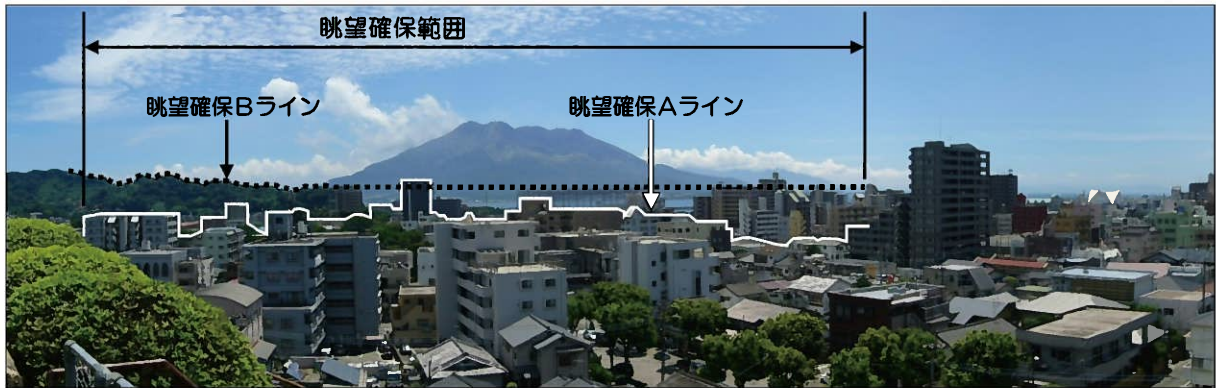
「視点場」とは、鹿児島市景観条例第2条第3号に規定する「①遠景を眺望することができ ②眺望の良さが広く市民等に認知され ③眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる」場所です。

今後「眺望地点」からの眺望の良さが広く市民に認知されるなど、必要になった場合は、景観条例の規定に基づき「眺望地点」を「視点場」に変更することを検討します。



(2) 眺望確保範囲

南洲公園から錦江湾に浮かぶ桜島への眺望景観は、鹿児島市景観計画でも地区の特色の一つの位置づけされており、南洲公園からのパノラマの眺望を保全し、これからの世代に引き継いでいくために、眺望確保範囲を設定します。



※眺望確保Aライン：現況の地区内の建築物の外形線

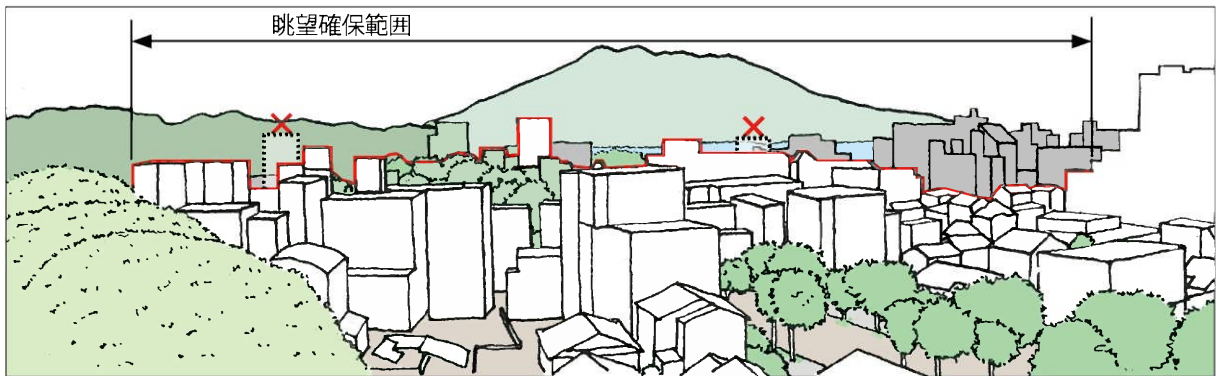
南洲公園から望む桜島

※眺望確保Bライン：多賀山の山なみの稜線と、それに続けて右側に引いた水平線

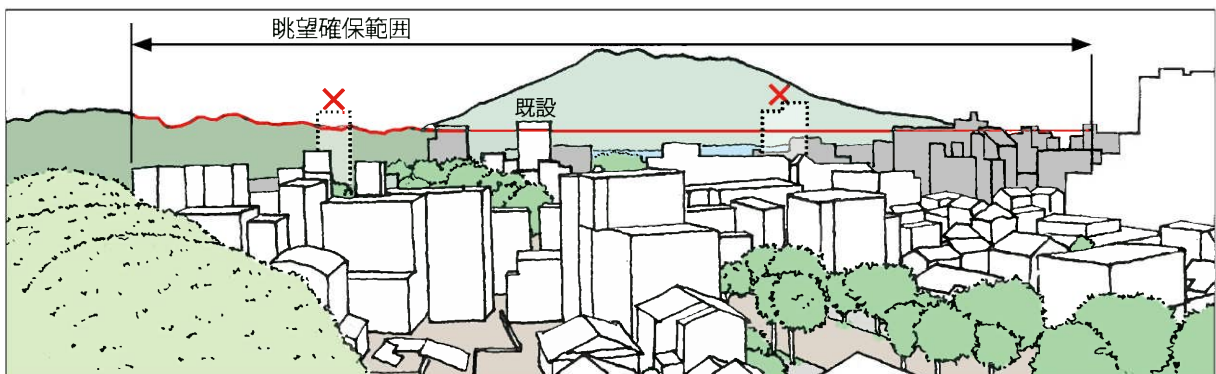
2 眺望地点における景観形成の考え方

眺望を確保し、景観を保全するため、眺望地点における景観形成の考え方（P.10 景観形成基準「高さ」の項目参照）は以下のとおりとします。

- ① 現況の地区内の建築物の高さを超えない高さに誘導します。—— 眺望確保Aライン
- ② 桜島や多賀山の山なみへの眺望を阻害しない建築物等の高さに誘導します。—— 眺望確保Bライン



① 市が指定した眺望地点（南洲公園）における高さ1.5mのポイントから見て、眺望確保範囲内においては、建築物等の高さは「現況の地区内の建築物の外形線」（眺望確保Aライン）を超えないように努める。



② 沿道部分に空地を設けたり低層化する代わりに、敷地奥を高層化せざるを得ない等、相当の理由があり、やむを得ず眺望確保Aラインを超える場合は、「多賀山の山なみの稜線と、それに続けて右側に引いた水平線」（眺望確保Bライン）を超えないように努める。

## 第3章 良好な景観形成のための行為の制限(届出対象行為、景観形成基準)

### 第1節 建築物の建築等、工作物の建設等

#### 1 届出対象

地域の景観に与える影響の大きい建築物、工作物を対象に、その新築(新設)、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

ただし、届出を行う必要のない建築物や工作物の建築等の行為においても、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

また、景観形成基準の定めのない工作物についても、本計画の主旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとします。

#### (1)届出対象建築物

延べ面積が10㎡を超えるもの。

ただし、増築、改築、外観の変更(修繕、模様替、色彩の変更)のうち、次に該当するものは届出の対象外とします。(届出の不要な場合でも、景観形成基準を満たすよう努めるものとします。)

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の床面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1以下となるもの
色彩の変更	

#### (2)届出対象工作物

次の①～⑫に掲げる工作物(建築物以外の工作物)で、高さが1.5mを超えるものとします。

(ただし、届出の不要な場合でも、景観形成基準を満たすよう努めるものとします。)

- ①煙突 ②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(テレビ受信用アンテナを除く)
- ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤擁壁 ⑥観光用のエレベーター、エスカレーターその他これらに類するもの
- ⑦ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑧メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨鋳物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの
- ⑩アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設 ⑪自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

※

ものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の鉛直投影面積又は水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	鉛直投影面積又は水平投影面積の10分の1以下となるもの
色彩の変更	

## 2 景観形成基準

地区の美しい景観の保全と更なる良好な景観の形成を図るために、建築物及び工作物の景観形成基準を以下のとおりとします。ただし、歴史的建造物等で市が認めたものについてはこの限りではありません。

項目	低層建築物(10m以下)	中高層建築物(10mを超える)
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。</li> <li>・<b>眺望確保Aライン</b> 市が指定した眺望地点(南洲公園)における高さ1.5mのポイントから見て、眺望確保範囲内においては、建築物等の高さは「現況の地区内の建築物の外形線」(眺望確保Aライン)を超えないように努める。</li> <li>・<b>眺望確保Bライン</b> 沿道部分に空地を設けたり低層化する代わりに、敷地奥を高層化せざるを得ない等、相当の理由があり、やむを得ず眺望確保Aラインを超える場合は、建築物等の高さは「多賀山の山なみの稜線と、それに続けて右側に引いた水平線」(眺望確保Bライン)を超えないように努める。</li> </ul>	
形態配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。</li> <li>・経年変化による味わいや美しさを感じられる木材や石材等の自然素材などの採用に努める。</li> <li>・伝統的なまちなみの連続性に配慮し、できる限り壁面の位置を揃えるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低層部では、伝統的なまちなみの連続性に配慮した形態・意匠とし、調和を図るように軒や庇などの設置を採用する。</li> <li>・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態・意匠とし、また調和する素材を採用する。</li> <li>・道路・公園等の公共空間・施設に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう工夫する。</li> <li>・南洲門前通りからの見え方に配慮し、まちなみに調和した配置とする。</li> </ul>
壁面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努め、分節の度合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。</li> </ul>	
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段は、建築物本体と調和を図るよう工夫する。</li> <li>・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。</li> <li>・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と調和の取れた素材で覆うか、調和の取れた色調とするなど、目立たないように配慮する。</li> </ul>	
色彩 (建築物の壁面、屋根)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根・外壁はマンセル値の彩度2以下とし、外壁については茶・ベージュ系の落ち着いた色彩等を基調とし、歴史を象徴するまちなみ景観の継承に配慮する。</li> </ul> <p>ただし、次に該当するものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の10分の1まで)</li> <li>②寺社仏閣建築物等で使われる朱色等、建築物の性格上やむを得ないと認められるもの</li> <li>③表面に着色していない自然石、木材、土壁等の素材本来が持つ色彩</li> <li>④着色をしていないガラスの色彩(ただし、高彩度色として認識される着色をしていないガラスについては、本計画に定める色彩基準の考え方を十分踏まえて計画するものとする。)</li> <li>⑤航空法その他の法令に基づき設置するもの</li> <li>⑥市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</li> <li>・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など</li> </ul> </li> </ol>	
色彩 (工作物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の色彩は、マンセル値の彩度2以下とする。(屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。)</li> </ul> <p>ただし、前述の建築物の色彩基準における例外規定は、工作物の色彩基準においても準用する。</p>	

項目	低層建築物(10m以下)	中高層建築物(10mを超える)
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、駐輪場は、公共の場からできる限り見えないように設置する。</li> <li>やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠の採用、自然素材による遮へいや周囲の緑化による修景、路面の素材を工夫する等の配慮を図る。(専用住宅は除く)</li> <li>・ごみ集積所は、建築物と同様の形態・意匠の採用や、自然素材や植栽等による遮へいに努める。</li> <li>・門や石塀・石垣でまちなみを特徴づけている意匠を有するものは、安全性に配慮した上で可能な限り保存や活用を図る。</li> <li>・新たに通りに面して塀等を設ける場合は、駐車場、駐輪場、ごみ集積所に関する部分を除き、石塀や生垣とするなど、歴史的な趣の残るまちなみとの調和を図る。</li> </ul>	
附属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に自動販売機等を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や色彩を合せるなど、適切な修景を行う。</li> <li>・道路など公共の場から見える場合は、母屋と調和したものとする。</li> </ul>	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所はできる限り緑化に努める。</li> <li>・南洲門前通りに接する場所は、可能な限り緑化を行う。</li> <li>ただし、通りに面して周囲の歴史的な趣のあるまちなみと調和する石塀・石垣を設け、石塀・石垣越しに適当な緑化に努める場合は、この限りでない。</li> </ul>	
夜間の特定照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民の生活環境への影響を考慮し、また歴史景観に配慮したものとする。</li> <li>・法令等に基づくものを除き、回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものは使用しない。</li> </ul>	

## 第2節 開発行為、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形質の変更

### 1 届出対象

面積が500㎡を超えるもの又は高さが1mを超える法面を生じるもの

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

### 2 景観形成基準

- ①行為の範囲内に現存する石塀・石垣等については、やむを得ない場合を除き、保全し活用を図ることを基本とする。  
ただし、やむを得ない場合においても石塀・石垣等の撤去等は必要最小限にとどめるように努める。
- ②法面は緑化又は石塀・石垣等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。
- ③擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみ、また、地区内に残る石塀・石垣との調和に配慮する。

## 第3節 屋外での土石等の堆積

### 1 届出対象

堆積期間が6ヶ月を超え、かつその面積が500㎡又は高さが1mを超えるもの

ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

## 2 景観形成基準

- ① 堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。
- ② そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。
- ③ 整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

## 第4節 木竹の伐採、植栽

### 1 届出対象

木竹の伐採、植栽いずれにおいても、面積が500㎡を超えるもの  
ただし、届出の不要な場合でも、本計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとします。

### 2 景観形成基準

- ① 道路など公共の場から見える場所の樹木など伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合は、これに代わる植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景に努め、その際は周辺の植生に配慮する。
- ② 木竹の伐採は択伐を基本とし、大規模な伐採はできる限り避ける。伐採の位置は、市が指定した眺望地点からの眺望に配慮し当該地点からできる限り見えない場所とする。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とする。

※ 択伐・・・伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採（鹿児島市森林整備計画より）

## 第4章

# 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

### 1 景観重要建造物

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する建造物（建築物及び工作物）を景観形成上重要な建造物として指定することができます。

ただし、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

#### 【指定基準】

- ① 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ② 歴史的、生活文化的、または建築的な価値が高いと認められること
- ③ 地域に親しまれ、愛されていること

景観重要建造物として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

## 2 景観重要樹木

道路など公共の場所から誰もが容易に見ることができ、次に示す基準に該当する樹木を景観形成上重要な樹木として指定することができます。

ただし、市指定の保存樹・保存樹林、文化財保護法の登録文化財、県の指定文化財などについては、原則、指定対象外とします。

### 【指定基準】

- ①樹形や樹高など美観が優れていること
- ②地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③歴史的、生活文化的な価値が高いと認められること
- ④地域に親しまれ、愛されていること

景観重要樹木として指定した場合は、市の支援制度等も活用しながら、その保全を図っていきます。

# 第5章 屋外広告物の制限

屋外広告物は、建築物等と並んで景観の重要な構成要素のひとつであり、まちを訪れる人々を適切に案内・誘導し、また様々な情報を提供するなど、生活や経済活動に欠かせないものです。

しかしながら、無秩序・大量に設置されると良好な景観を阻害することになり、適切に設置・管理されなければ、倒壊や道路交通の安全の阻害などにより、危害を及ぼす可能性もあります。

本市では、平成8年の中核市移行と同時に鹿児島市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物行政を展開しています。

## 1 屋外広告物条例に基づく景観形成

本計画策定時点の鹿児島市屋外広告物条例において、南洲門前通り地区は「第2種禁止地域(公園等)」「第1種制限地域(住居系地域)または第2種制限地域(商業系地域)」に該当します。

しかし景観計画区域が、許可基準の異なる複数の地域にまたがることで、地区内における屋外広告物の規模等にはばらつきが生じる恐れがあるため、地区の一体的な景観形成に配慮し、屋外広告物についても、本計画と連携し、まちなみや自然景観等に配慮するよう規制誘導を進めていく必要があります。

## 2 屋外広告物行政の基本方針

### (1) まちなみや歴史的雰囲気等に配慮した屋外広告物の規制誘導を進めるための許可基準等の設定

本計画区域において、鹿児島市屋外広告物条例に基づき、歴史的雰囲気に配慮した屋外広告物の許可基準等を導入し、積極的な規制誘導を進めていきます。

### (2) 違反広告物への対応

基準に違反する広告物や、許可を得ていない広告物については、指導等による改善を促すとともに、市民や事業者と一体となって簡易除却等に取り組み、南洲門前通り地区の良好な景観の保全に努めるものとします。

## 第6章

## 景観重要公共施設の整備に関する事項、占用許可等の基準

## 1 景観重要公共施設の指定

## (1) 景観重要公共施設の指定の考え方

公園や道路などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、住民や事業者に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務もあります。行政が景観に配慮した公共施設整備を行うことで、地区の景観を向上させるとともに、住民の景観に関する意識の高揚を図っていくことにつながります。

ここでは、特定公共施設(景観法第8条第2項第4号ロ)のうち、本計画の区域内において景観の骨格となり、景観形成上重要な役割を果たすものについて、景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成に向けた整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めます。

今後、指定された景観重要公共施設において必要な整備等を実施する場合には、これらの基準等を踏まえ、景観に配慮するとともに、既存の施設を含めた良好な維持管理を行うことによって、さらに魅力的な景観形成を推進することとします。

また、指定されていない特定公共施設はもとより、特定公共施設以外の公共施設<sup>※1</sup>についても、本計画の趣旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めるものとします。

## (2) 景観重要公共施設の一覧

種別・名称	位置・範囲(起点～終点)	施設管理者
道路法による道路		
幹線道路		
県道鹿児島蒲生線	下竜尾町9番35先 ～ 下竜尾町4番14先 ※区域内の全区間	鹿児島県
南洲門前通り		
市道南洲神社線	全区間	鹿児島市
市道大竜2号線	全区間	鹿児島市
市道春日2号線	全区間	鹿児島市
その他の道路		
市道鼓川線	大竜町6番22先 ～ 大竜町12番9先 ※区域内の全区間	鹿児島市
市道春日大竜線	春日町6番5先 ～ 大竜町10番2先 ※区域内の全区間	鹿児島市
都市公園法による公園		
南洲公園	鹿児島市 上竜尾町22-1外	鹿児島市
若宮公園	鹿児島市 池之上町8-1	鹿児島市

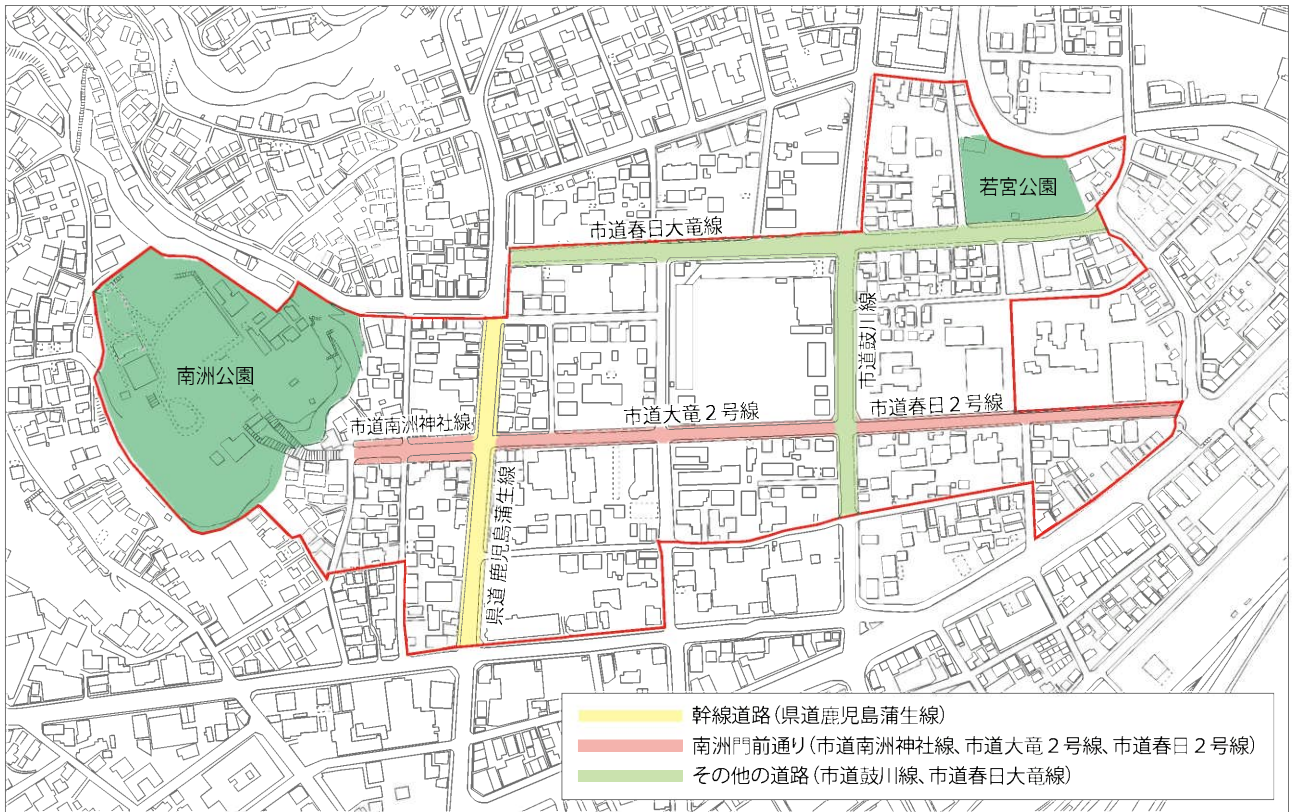
※1 景観法 第7条第4項

この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

景観法施行令 第1条

景観法第7条第4項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設とする。

【位置図】



県道 鹿兒島蒲生線



市道 南洲神社線



市道 大竜2号線



市道 春日2号線



市道 春日大竜線



市道 鼓川線



南洲公園内にある林



南洲公園内にある南洲墓地



若宮公園



## 2 景観重要公共施設の整備に関する事項

### (1) 道路

#### ① 概要

##### ア 幹線道路(県道鹿児島蒲生線)

吉田町を經由し蒲生町へ至る県道鹿児島蒲生線は、交通量が多く主要な幹線道路です。

本区間内では、景観に配慮しており、歩道部がインターロッキング舗装となっています。

##### イ 南洲門前通り(市道南洲神社線、市道大竜2号線、市道春日2号線)

市道南洲神社線・大竜2号線・春日2号線は、周辺の歴史資源とのつながりを考慮し、歴史アメニティ回廊として整備された道であり、本地区の景観を特徴づける最も重要な通りです。

##### ウ その他の道路(市道鼓川線、市道春日大竜線)

南洲門前通りと直角に交差する市道鼓川線、並行に走る市道春日大竜線は、交通量も多く他地域への重要なアクセス道路です。



歴史アメニティ回廊 案内板

#### ② 整備に関する方針

- ① 道路の構造や仕上げは、利用者の安全性と快適性を確保しつつ、周辺の歴史的なまちなみとの調和に配慮するものとします。
- ② 道路附属物の整備を行う場合は、周辺の歴史的なまちなみとの調和に配慮することとします。

#### ③ 整備に関する基準

整備基準を以下のとおり定めます。ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

施設		整備基準		
		幹線道路(1路線)	南洲門前通り(3路線)	その他の道路(2路線)
舗装	車道			
	歩道	インターロッキング舗装 又はカラーアスファルト舗装 ・周辺のまちなみと調和した仕上げによって歴史的雰囲気演出する。 ・車両乗入部等やむを得ない場合は、景観に配慮し、カラーアスファルト舗装とする。	石張り舗装 ・周辺のまちなみと調和した仕上げによって歴史的雰囲気演出する。	
道路附属物 ・防護柵 ・道路照明灯 ・道路標識 ・道路反射鏡等		・周辺の歴史的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。 ・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。 ・落ち着いた茶系(マンセル値のR、YR、Y系の色相で彩度2以下、明度5以下)又はダークグレー(N2~4)の色彩を基調とする。 ・特に防護柵(鋼製)については、歴史的なまちなみとの調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)を基本色とする。 ・街路樹や植栽帯については、現状の緑化を維持するため、適切な維持管理に努める。		

(2) 公園

① 概要

ア 南洲公園

南洲公園には、西南戦争で戦死した西郷隆盛と多くの薩軍将兵の墓地や旧集成館が製造した電燈のある南洲神社があり、鹿児島有数の観光スポットとなっています。

またここは、雄大な桜島・多賀山をパノラマビューで見渡すことができる貴重な場所です。

イ 若宮公園

上町5社のひとつである若宮神社に隣接しており、今も石塀・石垣が残り、歴史的雰囲気を感じられます。

昭和63年夏の大雨により、薩摩藩の祈願所であった宝成就寺大乘院(現在の清水中学校の所にあった寺)の参道に架けられた大乘院橋の一部が破損・流出しました。平成10年、旧大乘院橋の残された石材を主に使用し、当若宮公園に2分の1に小型化した石橋が完成し、その姿は往時の面影を残しています。

② 整備に関する方針

- ① 周辺景観との調和に配慮しながら、展望台や遊歩道等を適切に配置し、安全で良好な眺望地点として機能するよう、公園内や斜面地の植栽・樹木の管理を行います。
- ② 鹿児島の自然、歴史、文化等の特性を活かし、歴史的雰囲気・自然環境との調和に配慮するため、園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮したうえで、できる限り地場産の自然素材等の利用促進に努めます。
- ③ 公園内に施設を設ける場合は、背景となる山なみの眺望を妨げないように配慮します。
- ④ 観光客も地元住民も安心して利用できるように、園路、休憩施設などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

③ 整備に関する基準

施設	整備基準	
	南洲公園	若宮公園
舗装		
公園附属物 ・防護柵 ・照明灯 ・案内標識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の歴史的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。</li> <li>・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。</li> <li>・広場・休憩所等の公園施設の整備にあたっては、自然素材の使用に努める。</li> <li>・落ち着いた茶系(マンセル値のR、Y R、Y系の色相で彩度2以下、明度5以下)又はダークグレー(N 2~4)の色彩を基調とする。</li> <li>・特に防護柵(鋼製)については、歴史的なまちなみとの調和、他の公共施設との調和に配慮し、ダークブラウン(焦げ茶色)を基本色とする。</li> </ul>	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。</li> </ul>	
法面、擁壁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石塀・石垣については、特に支障のない限り、保存に努めることとし、新設や改修等を行う場合は、自然素材の使用、もしくは化粧型枠等の景観的な配慮がなされた工法を使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・特に法面においては、緑化による修景措置を行うなど、緑の連続性に配慮する。</li> <li>・市が指定した眺望地点(南洲公園)周辺の法面の樹木等については、良好な眺望を確保するため、適切な維持管理に努める。</li> </ul>	

### 3 景観重要公共施設における占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した道路、公園における占用等の許可の基準について、良好な景観の形成を図るため、次のとおり定めます。

#### (1) 本基準の対象となる工作物等

次の工作物等で1年以上設置される見込みのもの。

- ①道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの
- ②都市公園法第6条第1項の規定による許可を要する工作物、物件又は施設のうち、地表に現れるもの

#### (2) 良好な景観形成のための占用等の許可の基準

道路法第32条第1項又は第3項、都市公園法第6条第1項の許可基準を以下のとおり定めます。

ただし、法令等の規定や安全上、機能上やむを得ないと認められる項目についてはこの限りではありません。

工作物、物件又は施設 (建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指定した眺望地点(南洲公園)における高さ1.5mのポイントから見て、眺望確保範囲内においては、第3章第1節第2項第1号に定める高さの基準による。</li> <li>・周辺の歴史的なまちなみと調和し、控えめでシンプルな透過性の高い形態・意匠とする。</li> <li>・光沢のある素材や反射性のある素材など、周囲から突出するような素材の使用を避ける。</li> <li>・表面に着色しない自然素材の色彩、落ち着いた茶系(マンセル値のR、Y R、Y系の色相で彩度2以下、明度5以下)又はダークグレー(N 2～4)の色彩を基調とする。ただし、可能な範囲内で目立たない素材や色彩の覆い等により周辺の景観との調和が図られていると認められる場合はこの限りでない。</li> </ul>
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3章第1節第2項に定める景観形成基準による。</li> </ul>



## 南洲門前通り地区景観計画

施行：平成29年4月1日

発行：平成29年3月

鹿児島市 建設局 都市計画部 都市景観課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1425

<http://www.city.kagoshima.lg.jp>